

用語解説 〈50音順〉

アルツハイマー病

認知症を主症状とする脳の器質性疾患（脳萎縮や神経細胞の脱落等）で、記憶障害、見当職障害、視覚失認等がみられます。

医療制度改革

(1)安心・信頼の医療の確保と予防の重視、(2)医療費適正化の総合的な推進、(3)超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現、(4)診療報酬等の見直しを盛り込んだ改革で、平成18年6月に医療制度改革関連法として成立されました。

インフォーマルサービス

国や地方公共団体など公的機関が行う、法律などの制度に基づいた福祉や介護サービスではなく、近隣や地域社会、民間やボランティアなどによる非公式なサービスのことをいいます。

運動器

体を動かす「骨」「関節」「筋肉」「神経」などの器官の総称です。

NPO (Nonprofit Organization)

さまざまな非営利活動を行う「民間非営利組織」のことをいい、市民が主体となって、継続的に市民公益活動を行う組織のことです。非営利組織とは、株式会社などの営利企業と異なり、構成員への利益配当を目的としない組織であり、社会的な使命（ミッション）の実現をめざして活動する組織や団体のことをいいます。特に、特定非営利活動促進法により、特定非営利活動法人の認証を受けた団体が、NPO法人です。

大阪国際交流センター

市民レベルの相互理解と友好親善の促進を図るための国際交流活動の拠点として、国際交流や多文化共生に関する様々な情報提供や各言語による相談をはじめとした、在住・在阪外国人向け事業等を行っています。

所在地 天王寺区上本町8-2-6

大阪市がん予防推進条例(平成23年大阪市条例第46号)

がん対策基本法(平成18年法律第98号)の趣旨にのっとり、がんの予防及び早期発見に関する本市、市民、保健医療関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、がん予防等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的ながん予防等を市民とともに推進することを目的とした条例です。(平成23年10月1日施行)

大阪市高齢者施設等防災マニュアルVer. 1.0

大阪市老人福祉施設連盟と協働し、高齢者施設等の日頃からの災害への備えや災害時の事業継続、もしくは一刻も早い事業再開、また福祉避難所や緊急入所施設としての運営に役立つ防災マニュアルを平成23年7月に作成しました。

大阪市市民活動推進条例（市条例第19号）

個性豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会を築くため、自主的な市民活動を一層推進するとともに、市民活動団体間の相互連携や市民活動団体と行政との協働の促進等多様な施策を総合的かつ計画的に展開し、市民活動を積極的に推進するために平成18年4月に施行されました。

大阪市社会福祉研修・情報センター

だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、福祉社会を支える人材を幅広く育成する拠点として開設しています。福祉に対する理解を深めるための多様な研修や実習を実施するとともに、福祉に関する人材育成と情報提供、相談支援を総合的に行う場をめざしています。

所在地 西成区出城2-5-20

大阪市認定事務センター

本市の要介護（要支援）認定業務をより効果的・効率的に実施するとともに、認定申請にかかる申請者の利便性の向上を図るため、各区で実施している認定業務のうち一部の業務について、「大阪市認定事務センター」へ事務集約し、申請受付から認定結果の通知までを一元的に実施します。

所在地 東成区大今里西3-6-6

大阪府国民健康保険団体連合会

国民健康保険の保険者が共同してその目的を達成するために設立している公法人のことで、各都道府県ごとに設置されています。介護保険法による業務内容としては、①介護サービス費の請求に対する審査・支払い、②介護サービスの質の向上に関する調査とサービス事業者・施設に対する指導・助言などを行うこととされています。

大阪ヘルスジャンボリー

10月を「市民健康月間」と定め、各区でさまざまな啓発行事を開催するとともに、そのメインイベントとして開催しています。この催しは、市民や関係団体の幅広い参加を得ながら、市民に健康づくり意識の浸透及び活動の定着が図られるよう、展示・参加体験コーナーをはじめとした健康情報の提供を行い、日常生活での健康づくりの正しい知識の普及をめざすとともに、「すこやか大阪21」を広く周知し、計画の推進を図るものです。

介護支援専門員（ケアマネジャー／主任介護支援専門員）

要介護者又は要支援者からの相談に応じて要介護者又は要支援者があることにより日常生活を営むのに支障がある者に、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護サービス利用者及び介護者を指導することを業とする者」となっています。

介護福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」により創設された福祉専門職の国家資格で、「介護福祉士の名称を用いて、専門知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護サービス利用者及び介護者を指導することを業とする者」となっています。

介護報酬

介護保険制度において、サービス提供事業者や介護保険施設が介護保険サービスを提供した場合にその対価として支払われる報酬。医療保険における診療報酬に対応する語です。

介護保険法（平成9年法律123号）

加齢に伴って生ずる疾病等により要介護状態になった者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としています。

介護予防事業

要支援・要介護状態になることをできる限り予防するために、要介護認定を受けていない高齢者を対象に実施する取り組みのことです。事業には、生活機能の低下のある高齢者を対象とした「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」「閉じこもり等予防」事業と、すべての高齢者を対象とした介護予防に関する知識の普及・啓発などを行う事業があります。

介護療養型医療施設（療養病床）

長期にわたり療養を必要とする患者のための病床で、介護保険の適用となるもの。

介護療養型医療施設については、国の医療制度改革により、平成23（2011）年度末で廃止されることとなっておりましたが、介護療養病床からの転換が進んでいないことを踏まえ、国において介護保険法の改正が行われ、現在存在するものについては、平成29（2017）年度末まで転換期限が猶予されることになりました。

緩和ケア

緩和ケアとは、生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、痛みやその他の身体的問題、心理的問題、社会的問題、スピリチュアルな問題を早期に発見し、的確なアセスメントと対処（治療・処置）を行うことによって、苦しみを予防し、和らげることで、クオリティ・オブ・ライフを改善するアプローチである。

基本チェックリスト

生活機能の低下のある高齢者を把握するための日常生活の状況に関する25項目からなる質問票のことです。

居宅介護支援事業者

介護保険法に基づき、都道府県知事・政令市市長・中核市市長の指定を受けた居宅介護支援事業を行う事業者及び本市において基準該当居宅介護支援事業者の登録を行った事業者をいいます。

区在宅サービスセンター

区社会福祉協議会の事業拠点として、地域福祉を推進するために各区に1か所開設されています。区在宅サービスセンターでは、ボランティアビューローの運営や地域福祉活動支援などの事業を実施するほか、居宅介護支援事業者としての事業も実施します。

区保健福祉センター

行政機関である区役所に設置しており、保健福祉に関わる総合的なサービスを提供します。

ケアプラン

要介護者等や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議での専門家の協議で作成される、利用者のニーズと生活上の課題解決のための具体的なサービス計画のことです。

健康診査

がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病の早期発見を図るために、各区保健福祉センター及び市内取扱医療機関で各種検診を実施し、単に医療を必要とする人の発見だけでなく、検診の結果、必要な人に対して保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行います。

後期高齢者

一般に65歳以上の人を高齢者といいますが、老年期を健康で活発な人の多い前期老年期と病弱で要介護状況に陥りがちな後期老年期に分けています。後期老年期にあたる75歳以上の人を後期高齢者といっています。

口腔機能向上

食事をとり、飲み込む機能の低下を予防し、向上させるため、歯みがきや顔のマッサージなどの指導を行います。

弘済院（大阪市立弘済院）

福祉・医療の連携により運営する高齢者総合福祉施設で、老人ホーム、特別養護老人ホーム、附属病院があります。

所在地 吹田市古江台6-2-1

高齢化

人口の中で高齢者(人口)が相対的に増えることを人口高齢化といっています。高齢者は65歳以上とすることが多くなっています。

高齢化社会・高齢社会

総人口に占める65歳以上の人口の割合が7%を超える社会を「高齢化社会(aging society)」、14%を超える社会を「高齢社会(aged society)」といい、日本はすでに高齢社会となっています。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）

高齢者虐待防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることで、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進して高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として平成17年11月に公布されました。

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）

この法律は、高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けること等により、高齢者の居住の安定の確保を図り、その福祉の増進に寄与することを目的としています。

個室・ユニット型施設

入居者の生活を重視し、個々のプライバシーの保護とQOLの向上のために居室を個室とし、施設形態を10人程度とした施設です。

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）（平成15年法律第57号）

個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されました。

個別ケア

個々のニーズに応じて、個別にケア（介護）を行うことです。

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の単身・夫婦世帯が安心して居住できるよう、一定規模の住戸面積、バリアフリー構造等を備え、状況確認・生活相談等といったサービスを円滑に利用できるようにした賃貸住宅等のことです。

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人や、被災後の避難所や在宅における避難生活に配慮及び支援が必要な人を「災害時要援護者」といいます。一般的には高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等があげられます。

在宅療養

住み慣れた地域で生活しながら療養できるよう、自宅で治療・養生することです。

作業療法士

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下で作業療法を行う者をいいます。

サテライト型

本体施設と密接な連携をしつつ別の場所で運営される施設のことです。

指定介護予防支援事業者

介護保険制度において、市町村の指定を受けて介護予防支援を提供する事業者のことです。

市民活動

不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的に、市民が自主的に行う活動のことです。

市民活動団体

地域住民の組織、ボランティア団体、NPO その他の市民活動を行う団体のことです。

社会福祉協議会

市・区社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的として、地域住民、公私の社会福祉事業関係者・団体により構成された社会福祉法に基づく公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、福祉活動への住民参加の援助、調査、普及、宣伝、連絡調整、助成、人材開発・研修等を実施しています。おおむね小学校区を単位として組織されている地域（地区・校下）社会福祉協議会については、すべての住民が安心して自分らしく暮らせるまちづくりをめざして「地域を良くしていこう、地域の福祉を推進しもっと住みやすい町にしよう」という共通の目的をもち地域振興会や民生委員協議会、PTA協議会など地域住民によって組織されている各団体や地域内にある様々な関係機関によって構成されている任意団体です。

社会福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」により創設された福祉専門職の国家資格で「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」となっています。

若年認知症

64歳までに発症した認知症。個別対応の困難さや、働き盛り期の発症による家庭生活や社会生活の問題があります。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）（平成19年法律112号）

高齢者や被災者、障害者など住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給促進を図ることを目的としています。

従来型

個室・ユニット型に対する用語で、4人部屋主体の施設です。

生涯学習

「生涯学習大阪計画」（平成18年1月策定）においては、「市民一人ひとりが、身近な問題について主体的に考えともに解決に当たるといふ、自律し連帯する能力である『市民力』を獲得するための学習」を主としています。

生涯学習センター

生涯学習・人権教育に取り組むさまざまなグループ、指導者、市民、NPO等を総合的に支援し、会議室等の貸し出しを行ないます。

市民の学習活動を支援し、生涯学習の振興を図ることにより、市民の文化と教養を高め、市民生活の向上を目的とした施設。生涯学習に関する情報の提供や学習相談、子育て、人権、環境などの社会的課題に対応した学習機会の提供、市民ボランティアの養成、市民の自主的な学習活動の場の提供などを行っています。

大阪梅田の総合生涯学習センターの他、弁天町・阿倍野・難波・城北に市民学習センターを設置しています。

スーパーバイズ

一般に管理監督することを指しますが、介護福祉の用語としては、社会福祉施設などで、事例を担当している援護者に対して適切な援助指導を行うことを指します。

生活機能評価

心身機能等の低下が心配な高齢者に対して、介護が必要となる状態を予防する介護予防事業への参加が必要かどうかを判定する健診です。（平成22年8月地域支援事業要綱の改正に伴い廃止）

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与する疾病群のことです。

生活の質（QOL=quality of life）

「生活の質」「人生の質」「生命の質」などと訳され、一般的には、生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質と考えられます。諸要因の一方に生活者自身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があり、この両空間のバランスや調和のある状態を質的に高めて充足した生活を求めようという考えです。社会福祉及び介護従事者の、「生活の場」での援助も、生活を整え、暮らしの質をよりよいものにするというクオリティ・オブ・ライフの視点を持つことによって、よりよい援助を求めることができます。

生活保護施設（救護施設）

生活保護法の規定により設置される保護施設の一つで、身体上又は精神上の著しい障害のため日常生活を営むことが困難な要保護者が入所し、生活扶助を受けるための施設です。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などで、判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったりし、悪質商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力が不十分な方々を、法的に権限を与えられた後見人等が保護、支援する制度です。

前期高齢者

65歳以上の高齢者のうち65歳以上75歳未満の人を前期高齢者といいます。

第1号被保険者

市町村又は特別区の区域内に住所を有する65歳以上の人のことをいいます。介護保険法第9条第1号に規定されていることから、このように呼ばれています。

第2号被保険者

市町村又は特別区の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことをいいます。介護保険法第9条第2号に規定されていることから、このように呼ばれています。

団塊の世代

第2次世界大戦後の復興期であるベビーブームに生まれた世代をいいます。

地域ケア

地域社会全体で高齢者を始めとした援護を要する人の地域生活を支援することです。

地域支援事業（介護予防事業・包括的支援事業）

介護保険制度において、被保険者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。特定高齢者に対して運動器の機能向上プログラムを行ったり、一般高齢者に対して介護予防に関する知識の普及・啓発を行う「介護予防事業」、特定高齢者が要介護状態になることを予防するため適切かつ効率的に介護予防事業が行われるよう援助する「包括的支援事業」、介護給付が適正に行われているかの検証や、家族介護支援等の「任意事業」からなります。

地域生活支援ワーカー

大阪市において、概ね中学校区に1名の割合で区社協に配置されているワーカーで、積極的に地域に出向き、支援を要する住民のニーズを把握し個別支援や関係機関への連絡調整を行うとともに、地域住民による地域福祉活動の活性化を支援し、地域の福祉力を強化します。

地域デビュー

これまで職場と居住地の往復のみで、地域活動に関わりを持たなかった、あるいは持ちたくても時間がなかった職場中心の社会から、地域中心の社会へと必然的に移行する高齢者が増えることを踏まえ、そういった方々の知識や経験、技能などを生かし、生きがいをもって、高齢者が地域社会へ参画していくことを「地域デビュー」としています。

地域福祉アクションプラン

「大阪市地域福祉計画」に基づき、より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するため、各区で公私協働により策定された行動計画のことで、このプランに基づき、各区で住民主体の取り組みが進められています。

地域包括ケア

地域において保健・医療・福祉のサービスを一体的・体系的に提供することです。

地域包括支援センター

大阪市では54か所設置しており（平成24年3月末現在）地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために（1）総合相談支援（2）虐待の早期発見・防止などの権利擁護（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援（4）介護予防ケアマネジメントを行っています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスで、平成24年度から新たに創設された地域密着型サービスです。

特定高齢者

医療機関等で実施される「生活機能評価」で判定された、生活機能の低下のある高齢者をいいます。(平成22年8月地域支援事業要綱の改正に伴い名称変更)

特定非営利活動促進法

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することなどにより、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする法律で、平成10年3月に成立し、同年12月に施行されました。

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）

高血圧、高血糖、高脂血などの危険因子が重なることにより、心疾患等の生活習慣病が発症する危険性が高まることに着目した概念です。これらの疾患には内臓脂肪が深く関わっていることが明らかになってきています。

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を考慮して設定した日常生活の圏域です。

認知症（アルツハイマー型、脳血管型、レビー小体型、前頭側頭型）

一度獲得された知能が、脳の障害により低下したり失われることで、記銘・記憶力、思考力、計算力、見当職の障害が見られます。その原因により、アルツハイマー型や、脳血管型などに分かれます。

認知症高齢者の日常生活自立度（認定調査）

認定調査時の様子から国の判定基準に基づき「自立」、「I」～「IV」、または「M」と判断します。

認知症サポート医

かかりつけ医への助言や研修などの支援を行なう認知症の診療早期発見等に携わっている医師で、国の研修機関での研修を受講することで養成します。

認知症の家族会

認知症高齢者を介護する家族が、同じ経験のある家族介護者と相互に相談できるよう地域等で自主的に結成しています。

認知症の鑑別診断

認知症か、認知症と症状の似た異なる病気かを判断することです。

認定調査員

介護保険制度において、要支援・要介護認定を受けようとする被保険者の心身の状況や置かれている環境等について調査をする者をいいます。

認定調査業務（調査業務）

要介護（要支援）認定の申請があったときに、市町村職員又は市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員（ケアマネジャー）等が行う認定に必要な調査のことをいいます。調査は、調査員が被保険者を訪問面接し、認定調査票を用いて公平かつ客観的に行われます。

認認介護

認知症の家族を介護している人もまた認知症を患っている状態を指します。認知症を患っている夫婦間での介護や、認知症を患っている子が認知症を患っている親の介護をすることなどをいいます。

脳血管性認知症

脳梗塞や脳出血等の脳血管障害（脳卒中）が原因で起こる認知症のことです。

廃用症候群

「廃用（使わないこと）、すなわち不活発な生活や安静でおきる、全身のあらゆる器官・機能に生じる心身機能の低下です。

はつらつシニア

大阪市では、生活機能の低下のある高齢者のことを「はつらつシニア」と称しています。

バリアフリー

人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。もともと建築用語でしたが、現在では、歩道の段差などの物理的障壁、欠格条項などの制度的障壁、コミュニケーション手段が保障されないことによる文化・情報面での障壁、偏見などの心理的障壁のすべての障壁を除去する意味で用いられます。

必要利用定員総数

介護専用型特定施設、混合型特定施設、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設を利用するために必要と見込まれる定員数のことです。

このうち、介護専用型特定施設及び混合型特定施設の必要利用定員総数については都道府県が高齢者保健福祉圏ごとに設定し、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特定施設及び地域密着型介護老人福祉施設については、市町村が日常生活圏域ごとに設定します。

ひとにやさしいまちづくり

障害者や高齢者をはじめすべての市民が利用しやすいまちとなるように、建築物や、道路、公園、公共交通機関などを整備し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」利用できる、まちの実現をすすめることです。「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づいて民間建築物の建築計画について事前協議を行うとともに、区役所、市民病院、老人福祉施設など本市建築物の整備・改善などに取り組んでいます。

複合型サービス

医療ニーズの高い要介護者の方に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービスであり、平成24年度に新たに創設された地域密着型サービスです。

包括的・継続的マネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況に応じ、介護保険サービス、保健・医療・福祉サービスなどの多様なサービスを継続的に提供し、支援していくためのケアマネジメントのことです。

訪問型介護予防サポート

生活機能の低下のある高齢者で、通所による介護予防事業への参加が困難な方に、保健師等の専門職がその高齢者の居宅を訪問し、生活機能向上を図るための支援を行います。

ボランティア

現代社会で起こっているさまざまな問題や課題に対し、個人の自由な意志によって、金銭的対価を求めず、社会的貢献を行い、連帯を生み出そうとする人々を指しています。

本格的な高齢社会

「高齢社会白書」において5人に1人が高齢者、10人に1人が後期高齢者である状況をさしています。

看取り

病人のそばで、世話、看護をすること。特に終末期において看護、介護を行うことをいいます。

有料老人ホーム

特別養護老人ホーム等の入所用件に該当しない高齢者や、自らの選択で多様なニーズを満たそうとする高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上必要な便宜を供与することを目的とした民間施設です。介護保険の特定施設入居者生活介護の対象となります。

ゆずり葉の道

植樹帯を設置し車道をジグザグ状にすることにより、車の速度を落とし、通過交通を抑制することにより歩行者の交通安全を図るとともに、快適な歩行者空間を確保します。

ユニットケア

特別養護老人ホーム等において、いくつかの個室や居間・食堂などの共用スペースを1つの生活単位（ユニット）として、少人数で家庭的な環境のなかでの自立的生活を支援するケアの形態をいいます。

ユニバーサルデザイン

設計段階から、年齢や能力にかかわらず、すべての人が共通して利用できるようなものや環境を作っていくとする考え方。ひとにやさしいまちづくりの考え方として、「バリアフリー」から「ユニバーサルデザイン」へと言われていますが、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」は、高齢者や障害者専用のもをを整備するのではなく、誰もが安全、快適に利用できる整備を進め

るという点で、ユニバーサルデザインの考え方を基礎にしています。

理学療法士（PT）

理学療法を専門技術とすることを認められた者に付与される名称のことです。理学療法士及び作業療法士法によると、「厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行うことを業とする者」となっています。また、理学療法とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいいます。

老人福祉法(昭和38年法律第133号)

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的としています。

老人保健法(昭和57年法律第80号)

国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、国民の健康の向上及び高齢者福祉の増進を図ることを目的としています。

老老介護

高齢者が高齢者の介護をすること。高齢者夫婦間での介護や、高齢となった子が親の介護をすることなどをいいます。

ワークショップ

講義だけでなく、受講生も積極的にプログラムに参加し、身につけていく体験学習のことです。